

埼玉県酒と観光の魅力発信のための記事・パンフレット等制作業務委託 仕様書(公募用)

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉県酒と観光の魅力発信のための記事・パンフレット等制作業務委託

2 委託期間

契約日から令和8年3月13日(金)まで

3 目的

令和6年12月5日、ユネスコ無形文化遺産に日本の「伝統的酒造り」(杜氏・蔵人等がこうじ菌を用い、長年の経験に基づき築き上げてきた酒造り技術)が登録され、日本酒をはじめとした「酒」に社会的関心が高まっている。本県には、日本酒のほかにも、ワインやビール、ウイスキーなど、観光資源となる酒がたくさんある。

当業務委託では、旅先で酒を楽しむ「旅好き・酒好き層」をターゲットとして、これら埼玉県の魅力的な酒を通じた観光の魅力を伝える記事を制作し発信することにより、県内外からの誘客を図るとともに、宿泊促進、ナイトタイムエコノミー(夜間における経済活動)の推進を目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 埼玉県酒と観光の魅力発信のための記事制作

上記の目的を果たすため、本県の酒と観光の魅力を伝える記事を制作する。記事を読んだ人が「本県を訪れたくなる」「本県の酒を飲みたいくなる」「本県で酒を介した観光をしたくなる」ことを意識して、「ほろ酔い」できる気軽な観光地として埼玉の認知度が高まることを狙った企画を行い、企画提案書に記事案を記載するものとする。

ア 埼玉県酒、酒蔵やワイナリーなどの酒を楽しむスポットやグルメを複数選定し、取材・撮影を行う。企画提案審査の参考とするため、企画提案書に選定先を記載すること。

イ 取材・撮影は、委託者の承認を受けた後に行うものとし、取材の許可及び掲載の承諾は受託者が行うこと。

ウ 酒以外にもグルメやみどころなど周辺地域のおすすめスポットを紹介し、県内の

観光周遊、宿泊を促す内容とすること。

エ カメラマン、モデル、ライター等記事制作に必要なスタッフ及び機材、消耗品等については、受託者が用意すること。

オ 複数エリアを取材する場合には、地域に偏りがないよう調整すること。

カ 紹介する酒および酒スポットの名称や説明、店舗の紹介等について、関係者に確認を行い疑義が生じないようにすること。

キ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請を行うこと。

ク 使用する写真等は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真又は他者から提供を受けた写真等を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる権利上の手続き等は受託者において行うこと。

(2) (1) で制作した記事の掲載

ア ターゲットが好んで購読する観光情報誌を選定し、誌面広告を掲載すること。理由と共に、選定した情報誌を企画提案書に記載すること。

イ 掲載時期は、それぞれの酒の出荷時期や注目度が高まる時期を勘案し、効果的な時期を提案すること。

ウ 掲載ページ数は4ページ以上とする。

エ 埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」の紹介、ロゴ、サイトへ遷移する2次元コード、埼玉県へのアクセス情報を掲載すること。

(3) (2) で掲載した誌面広告を活用した紙媒体の広報物の制作

ア 掲載した記事を抜き刷りするなどの方法により、紙媒体の広報物（リーフレット、パンフレット等）を制作する。企画提案書にデザイン案を記載すること。

イ 記事を活用するほか、適宜表紙を追加するなどして単体で配布できる体裁を整えること。

ウ 紙媒体だけでなく、電子データ（PDF等、県の指定するフォーマット）でも納品すること。紙での配布のほか、インターネット上でも閲覧されることを踏まえて制作すること。

エ 仕様・規格

サイズ、ページ数等：掲載する観光情報誌の規格等により決定する。

印刷色数：フルカラー印刷（4色刷）

紙質：マットコート紙110kg

部数：5,000部程度

オ 県への納品スケジュールは（2）で定めた掲載時期により決定するものとする。ただし、必ず委託期間内に納品すること。

カ その他予算の範囲内において、配布、配架先への調整、手配について独自に提案すること。

(4) (1) で制作した記事を活用した埼玉県公式サイト「ちょこたび埼玉」掲載用ページの制作

ア 埼玉県公式サイト「ちょこたび埼玉」内の特集ページ掲載用の素材を制作すること。企画提案書にデザイン案を記載すること。

イ 掲載にあたって必要なHTMLファイル、画像データ等一式を県に納品すること。

ウ 特集ページ一覧掲載用のサムネイルを制作すること。

サイズ：横幅384px×縦幅256px

エ 県への納品スケジュールは(2)で定めた掲載時期により決定するものとする。ただし、必ず委託期間内に納品すること。

【掲載先】埼玉県公式サイト「ちょこたび埼玉」特集ページ

<https://chocotabi-saitama.jp/specials/>

(5) インフルエンサーの活用

ア SNS上において効果的な情報発信が見込まれるインフルエンサーを複数名選定し、そのインフルエンサーが管理するSNS上で情報を発信する。企画提案書にインフルエンサーの候補案を掲載すること。

イ インフルエンサーの取材先を選定すること。1投稿につき必ず1か所、埼玉県の酒に関するスポットを含め、前後に県内で観光やグルメなどを楽しむ内容とすること。

ウ 取材・撮影は、委託者の承認を受けた後に行うものとし、受託者が取材の同行、案内を行うこと。

エ 選定したインフルエンサーとの連絡調整、取材先との調整、掲載許諾依頼等は受託者が行うこと。

オ 取材した素材をもとに、最も効果的なSNSでの発信内容を提案し、埼玉県と協議の上、発信すること。なお、複数の媒体を使用しても差し支えない。

カ 情報発信時期は、それぞれの酒の出荷時期や注目度が高まる時期を勘案し、効果的な時期を提案すること。

キ 写真は発信するSNSごとに推奨される画像サイズに調整すること。写真に限らず、動画も適宜活用すること。

ク 閲覧数を増加させるために効果的なハッシュタグを複数個設定すること。

ケ キャプションの内容や文字数はインフルエンサーの個性に委ねるものとするが、記載内容に誤りがないよう、情報発信前に必ず県の承認を得ること。

(6) 埼玉県の酒と観光の魅力PRロゴの制作

ア 埼玉県の酒及び酒を活用した観光振興に幅広く使用可能なロゴ1種を制作すること。企画提案書にデザイン案を記載するものとし、デザイン確定後に県が指定するフォーマットで納品すること。

イ 制作したロゴは、当委託業務での制作物において最大限活用すること。

(7) 業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた業務完了報告書を作成し、契約終了後、検査を受けること。業務完了報告書の内容については、以下の内容も含めること。

ア 記事内容

イ 定量的な効果等がわかるデータ（記事掲載による効果検証結果等）

ウ その他業務実施にあたって制作した成果物

完成した成果物は、直ちに納品すること。また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。

提出先は、埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県 産業労働部 観光課 DMO支援・観光振興担当とする。

(8) その他

ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

イ 受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡が取れる体制にすること。

ウ 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。

エ 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。

また、必要に応じて委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。

オ 予算の範囲内において、委託業務の内容に加えて、その他のメディアの活用や効果的なプロモーションがあれば独自に提案すること。企画提案書に独自提案部分について分かるように記載をすること。

カ 当業務委託で収集、撮影した写真素材等を県に納品すること。納品された写真素材は、県及びその依頼を受けた一般社団法人埼玉県物産観光協会が、埼玉県の酒のPR及び観光振興に資する用途で幅広く活用する。

5 成果物に関する権利の帰属

(1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とすること。

(2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(3) 本業務の成果物等に関する著作権は、原則として全て県に帰属するものとする。ただし、受託者があらかじめ所有していた写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、埼玉県が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。

6 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。

連絡・問合せ先

埼玉県産業観光部観光課DMO支援・観光振興担当

電話：048-830-3955